

審査基準（公表用）

様式第3号  
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	保全活動の休廃止の認可			根拠条項	第115条第1項		
審査基準	<p>1 保全活動の全部又は一部を休止する場合は、休止する期間が、当該沿岸漁場管理規程に規定する保全活動を実施する期間と比較して一時的なものであり、事実上の廃止と認められないこと</p> <p>2 保全活動の全部又は一部を廃止する場合は、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会については、水産業協同組合法の規定による総会の議決を経ていること</p>						
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 30日 標準経由期間 日